

平成25年第1回長与町議会臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成25年 4月30日  
本日の会議 平成25年 4月30日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番	饗庭 敦子	議員	2番	安部 都	議員	3番	内村 博法	議員
5番	分部 和弘	議員	6番	安藤 克彦	議員	7番	金子 恵	議員
8番	川井 哲雄	議員	9番	森 謙二	議員	10番	西岡 克之	議員
11番	岩永 政則	議員	12番	喜々津英世	議員	13番	佐藤 昇	議員
15番	山口憲一郎	議員	16番	堤 理志	議員	17番	西田 敏	議員
18番	河野 龍二	議員	19番	吉岡 清彦	議員	20番	竹中 悟	議員
21番	山口 経正	議員						

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 酒井 通博 君 議事課 長 浜野 洋子 君  
参事 中山 庄治 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	鈴木 典秀 君
教 育 長	黒田 義和 君	会 計 管 理 者	松添 高明 君
総 務 部 長	中山 祐一 君	企 画 振 興 部 長	山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長	田島 弘明 君	建 設 部 長	日野 勉 君
水 道 局 長	馬木 信一 君	教 育 次 長	吉村 邦彦 君
教 育 委 員 会 理 事	永富 雅徳 君	政 策 推 進 室 長	荒木 重臣 君
総 務 課 長	古賀 洋 君	税 務 課 長	田平 俊則 君
健 康 保 険 課 長	小佐々 司 君		

会議録署名議員

8番 川井 哲雄 議員 9番 森 謙二 議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分  
散会 11時45分

平成25年第1回長与町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成25年 4月30日（火）  
午 前 9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	-	会議録署名議員の指名	
2	-	会期の決定	
3	4 3	長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求 めることについて	
4	4 4	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の 承認を求めることについて	
5	4 5	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処 分の承認を求めることについて	
6	-	常任委員の選任（正副委員長互選）	
7	-	議会運営委員の選任（正副委員長互選）	
8	-	議長の常任委員辞任	

平成 2 5 年第 1 回長与町議会臨時会

追加議事日程（第 1 号の追加 1）

平成 2 5 年 4 月 3 0 日（火）

日程	議案番号	件名	備考
9	-	長崎県南部広域水道企業団議会議員選挙	
10	-	長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	
11	-	長与・時津環境施設組合議会議員の補欠選挙	
12	発議 3	議会広報調査特別委員会設置についての決議	

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成25年度第1回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、川井哲雄議員、9番、森謙二議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会議は、本日の1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第43号、長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第4、議案第44号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第5、議案第45号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

ただいま一括提案させていただきました議案第43号、長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第44号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第45号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由の御説明を申し上げたいと思っております。

平成25年度の地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、長与町税条例、長与町都市計画税条例及び長与町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日に専決処分させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。

初めに、議案第43号でございますが、現下の社会経済情勢を踏まえ、住宅取得に係る控除の見直し及び震災からの復興を支援するための税制上の措置が主なものでございます。

それでは、専決処分書に基づき、主な条項について要点の御説明を申し上げます。

専決処分書の 1 ページをお開きください。第 34 条の 7 第 2 項の改正は、寄附金税額控除の控除額の条文に読みかえ規定を加えることによる改正でございます。

第 54 条第 5 項及び第 131 条第 4 項の改正は、独立行政法人森林総合研究所法、旧独立行政法人緑資源機構法、旧農用地整備公団法の廃止による条文削除でございます。

附則第 3 条の 2、附則第 4 条第 1 項の改正は、延滞金等の利率の見直しに伴う延滞金の割合及び納期限の延長に係る延滞金の特例を改正するものでございます。

次に、2 ページをお開きください。附則第 4 条の 2 の改正は、租税特別措置法の改正に伴う公益法人等に係る町民税の課税の特例に関する条文整理でございます。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正は、個人住民税における住宅ローン控除の適用期間の延長及び最高控除額の増額に伴うものでございます。

附則第 7 条の 4 の改正は、寄附金税額控除における特例控除額の特例条文に読みかえ規定を加えることによるものでございます。

附則第 12 条の 2 の改正は、地方税法の固定資産税等の課税標準特例の割合の新設に伴う条文整理でございます。

附則第 17 条の 2 第 3 項の改正は、長期譲渡取得に係る町民税の課税の特例の条文整理でございます。

附則第 22 条の 2 と附則第 23 条の改正は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限及び住宅借入金等特別税額控除の適用期間等に係る地方税法の一部が改正されたことによるものでございます。

次に、4 ページの改正条例の附則でございますが、第 1 条では、本条例を平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしております。

ただし、附則第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 7 条の 4、第 17 条の 2 及び第 22 条の 2 の改正規定並びに次条及び附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 26 年 1 月 1 日、附則第 7 条の 3 の 2 及び第 23 条の改正規定並びに附則第 3 条第 3 号の規定は、平成 27 年 1 月 1 日からそれぞれ施行することとしております。

第 2 条は延滞金に関する経過措置について、第 3 条は町民税に関する経過措置、第 4 条は固定資産税に関する経過措置及び適用について、それぞれ規定をしております。

続きまして、議案第 44 号でございます。

1 ページをお開きください。今回の改正は、附則第 2 項として、法附則第 15 条第 37 項の条例で定める割合を追加し、条文の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしております。

第 2 項、第 3 項及び第 4 項については、都市計画税新条例の経過措置及び適用について規定しております。

続きまして、議案第45号でございます。

今回の改正は、国民健康保険の被保険者であった者が後期高齢者医療制度に移行した場合で、世帯内の国保の被保険者が1人になる特例世帯について、世帯別平等割を5年間に限り2分の1に減額する現行措置に加え、その後3年間については4分の1を減額する措置を講じ、その世帯を特定継続世帯として規定するものです。

それでは、専決処分書をお開きください。

第5条の2の改正は、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後、6年目から8年目までの間においても基礎課税額の世帯別平等割額を軽減するものでございます。

第7条の3の改正は、同じく後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を軽減するものでございます。

第21条の改正は、低所得者に対する軽減に係るもので、第1号で7割軽減世帯、第2号で5割軽減世帯、第3号で2割軽減世帯の基礎課税額の平等割額及び後期高齢者支援金等課税額の平等割額を軽減するものでございます。

次のページをお開きください。附則第16項の追加については、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。

次に、改正条例の附則でございますが、第1項で、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

第2項は、適用区分として、平成24年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によることを規定しています。

以上が条例改正の主な内容でございます。よろしく御承認のほどお願いを申し上げたいと思っております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第43号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第44号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第45号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号、議案第44号、議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第43号、議案第44号、議案第45号は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから議案第43号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
次に、賛成討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第3、議案第43号、長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり承認されました。  
これから議案第44号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
次に、賛成討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第4、議案第44号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり承認されました。  
これから議案第45号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
次に、賛成討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第5、議案第45号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 6、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、総務常任委員会委員に、饗庭敦子議員、安部 都議員、安藤克彦議員、佐藤昇議員、堤 理志議員、山口経正議員、分部和弘議員、文教厚生常任委員会に、岩永政則議員、内村博法議員、川井哲雄議員、河野龍二議員、西田 敏議員、森 謙二議員、建設産業常任委員会に、金子 恵議員、喜々津英世議員、竹中 悟議員、西岡克之議員、山口憲一郎議員、吉岡清彦議員をそれぞれ指名いたしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

これから、委員会条例第 8 条第 1 項、第 2 項の規定により、それぞれの常任委員会において、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

場内の時計で 10 時 45 分まで休憩いたします。

(休憩 9 時 45 分 ~ 11 時 00 分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会委員長並びに副委員長の互選の結果について報告します。

総務常任委員長に佐藤 昇議員、同じく副委員長に饗庭敦子議員、文教厚生常任委員長に河野龍二議員、同じく副委員長に川井哲雄議員、建設産業常任委員長に山口憲一郎議員、同じく副委員長に西岡克之議員、以上のとおり互選の結果を報告します。

日程第 7、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、委員に、佐藤 昇議員、安部 都議員、河野龍二議員、西田 敏議員、山口憲一郎議員、金子 恵議員を指名したいと思ひます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方を議会運営委員に選任することに決定しました。

これから、委員会条例第 8 条第 1 項、第 2 項の規定により、議会運営委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩します。

(休憩 時 分 ~ 時 分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果について報告します。

委員長に金子 恵議員、副委員長に安部 都議員、以上のとおり互選の結果を報告します。

日程第 8 に入る前に、議長の常任委員辞任については、地方自治法第 1 0 4 条、第 1 0 5 条の関係もあり、慣例により辞任をさせていただきたいと思っておりますので、本件の議事運営について、副議長をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

( 休憩 時 分 ~ 時 分 )

副議長 (岩永政則議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから議長の職務を行います。

日程第 8、議長の常任委員辞任を議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、除斥に該当しますので、山口議長の退場を求めます。

( 山口議長 退場 )

副議長 (岩永政則議員)

議長から、地方自治法第 1 0 4 条及び 1 0 5 条の関連から、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

副議長 (岩永政則議員)

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

場内の時計で 1 1 時 3 5 分まで休憩します。

( 休憩 1 1 時 0 6 分 ~ 1 1 時 3 5 分 )

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

お手元に配付のとおり、長崎県南部広域水道企業団議会議員 2 名の選挙、それから、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員 1 名選挙、議員提出の発議第 3 号、議会広報調査特別委員会設置についての決議、これらを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、長崎県南部広域水道企業団議会議員選挙、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙、議員提出の発議第 3 号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第 9、長崎県南部広域水道企業団議会議員の 2 人の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選に

議 長 したいと思います。  
 御異議ありませんか。  
 (「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
 異議なしと認めます。  
 よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。  
 お諮りします。  
 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。  
 御異議ありませんか。  
 (「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
 異議なしと認めます。  
 よって、議長が指名することに決定しました。  
 長崎県南部広域水道企業団議会議員に、饗庭敦子議員、竹中 悟議員を指名します。  
 お諮りします。  
 ただいま議長が指名しました2人の議員を長崎県南部広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。  
 (「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
 異議なしと認めます。  
 よって、ただいま指名しました2人の議員が長崎県南部広域水道企業団議会議員に当選しました。  
 ただいま当選されました饗庭敦子議員、竹中 悟議員が議場におられます。  
 会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。  
 当選人を代表して、饗庭敦子議員のあいさつを許します。  
 饗庭敦子議員。

1 番 (饗庭敦子議員)  
 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。  
 ただいまの指名選挙により選ばれました、竹中議員と饗庭です。  
 ごあいさつということなので、長崎県南部広域水道企業団議会議員に選ばれて、竹中議員と力を合わせて、この2年間、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。  
 以上、あいさつとします。

議 長 (山口経正議員)  
 日程第10、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の1人の選挙を行います。  
 選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。  
 御異議ありませんか。  
 (「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。  
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議長が指名することに決定しました。  
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に、内村博法議員を指名します。  
お諮りします。  
ただいま議長が指名しました内村博法議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名しました内村博法議員が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。  
ただいま当選されました内村博法議員が議場におられます。  
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。  
当選人、内村博法議員のあいさつを許します。  
内村博法議員。

3番 (内村博法議員)  
皆さん、こんにちは。  
今回、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に指名されました内村です。  
今後、日本は超高齢化社会を迎えていきます。やはり今後、非常に重要な課題となってきます。一生懸命頑張りますので、皆さんの協力を得ながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。  
以上、あいさつといたします。

議長 (山口経正議員)  
日程第11、発議第3号、議会広報調査特別委員会設置についての決議を議題とします。

職員に議案を朗読させます。  
議会事務局長。

議会事務局長 (酒井通博君)  
朗読します。  
発議第3号、議会広報調査特別委員会設置についての決議。  
上記議案を提出します。

平成25年4月30日、提出者 長与町議会議員 金子 恵、賛成者 長与町議会議員 佐藤 昇、賛成者 長与町議会議員 河野龍二、賛成者 長

与町議会議員 山口憲一郎。

議会広報調査特別委員会設置についての決議

1、本議会に、定数6名をもって組織する議会広報調査特別委員会を設置する。

2、各常任委員会の所管事務と関連する事務については、連絡調整を行うものとする。

3、特別委員会は、閉会中もなお調査できる。

以上です。

議長 (山口経正議員)

お諮りします。

本案については、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第11、発議第3号、議会広報調査特別委員会設置についての決議を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報調査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、堤理志議員、饗庭敦子議員、森謙二議員、川井哲雄議員、喜々津英世議員、金子恵議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方を議会広報調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、正副委員長の互選の結果について報告します。

議会広報調査特別委員会委員長に饗庭敦子議員、副委員長に堤 理志議員、  
以上のとおり、互選の結果を報告します。

お諮りします。

委員会の調査期限につきましては、調査終了までとしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、委員会の調査期限につきましては、調査終了までとすることに決定しました。

これにて会議を閉じます。

これで平成25年第1回長与町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 11時45分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

長崎県西彼杵郡長与町議会副議長

署名議員

署名議員